

令和5年5月2日

保護者 様

久御山町教育委員会
教育長 内田 智子

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

平素は、本町の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

今日まで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、御家庭での健康観察等に御協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、今般「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の通知が京都府教育委員会からありました。

つきましては、5月8日以降の町立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策については下記のように対応させていただきます。

御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 感染症対策等について

- 児童生徒に、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養するようにお願いします。
- 十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事を心がけ、身体全体の抵抗力を高めるようお願いします。
- 適切な換気や清掃による清潔な空間の確保に努めるとともに、手洗い等の手指衛生や咳エチケットを励行します。
- 感染者やその家族等及びマスク着用やワクチン接種の有無に対する偏見・差別・いじめ・誹謗中傷等が生じないように、人権尊重の視点に立った指導を継続します。

2 出席停止措置となる場合について

- 児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合
 - ・出席停止となります。
 - 【期間】…発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
 - ・登校可能となった後も、発症から10日間を経過するまでは、可能な限りマスクの着用をお願いします。
 - 感染の疑いがある等の場合は、教育委員会と相談の上、学校の判断により出席停止の措置を講じることがあります。
- ※児童生徒の家族が新型コロナウイルスに感染した場合は、濃厚接触者としての特定や、行動制限等は行われないことになったので、登校は可能です。

問い合わせ 久御山町教育委員会 (075-631-9974/0774-45-3917)